

住宅改修とは？



対象となるのは…

要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方

支給される金額は…

同一住宅・同一対象者につき、20万円までを支給限度基準額として申請することができ、住宅改修費用の9割もしくは8割を支給します（最大18万円）。残りの1割もしくは2割は利用者の自己負担となり、改修費用が20万円を超えた部分についても自己負担となります。 ※負担割合は水色の【負担割合証】をご確認ください

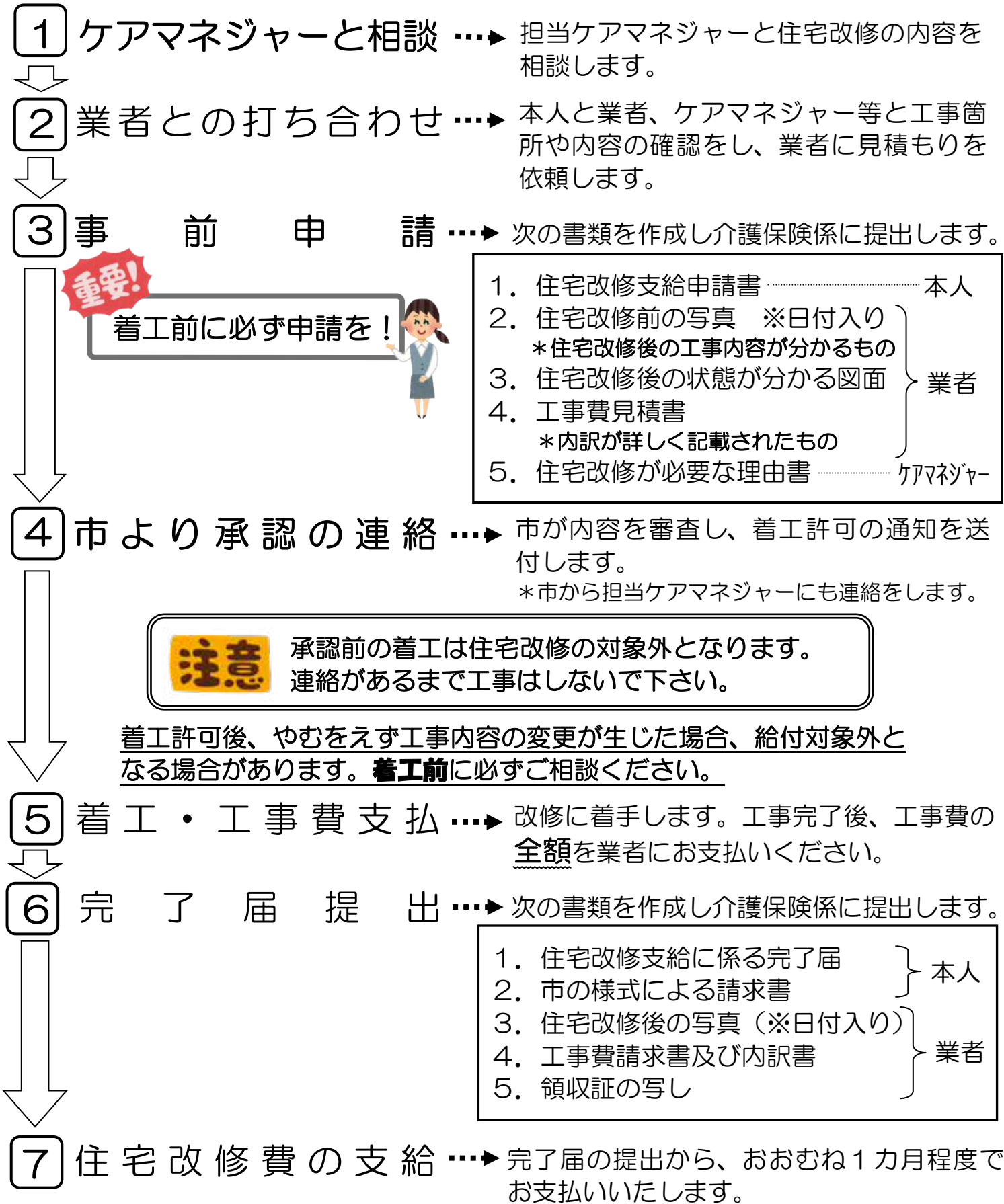
制度を利用できる回数は…

- 累計の申請額が20万円に達するまでであれば、複数回住宅改修費の支給を受けることができます。
- 転居や要介護度が著しく重くなった場合においては再度支給を受けられるようになることがあります。 ※詳しくはご相談ください

支給対象となる住宅改修は…

1 手すりの取付け	廊下、便所、浴槽、玄関等への設置
2 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
3 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
4 引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸を引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器の洋式便器への取替え ※暖房等機能のみの付加は対象外
6 その他1～5の改修に付帯して必要な住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> • 手すりの取り付けに伴う壁の下地、扉の取替えに伴う壁および柱の補強 • 浴室の床の段差解消および便器の取替えに伴う給排水整備工事 • スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置等々

手続きの流れは？



詳しくは
お問い合わせ
ください!



お問い合わせ先

光市 高齢者支援課 介護保険係 ☎ 0833-74-3003